

官報

平成十七年十月二十八日

○第一百六十二回 衆議院会議録 第十一号

號外

平成十七年十月二十八日(金曜日)

議事日程 第九号

平成十七年十月二十八日

午後一時開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

第二 会計検査院法の一部を改正する法律案(参議院提出)

第三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 会計検査院法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

〔本号末尾に掲載〕

〔実川幸夫君登壇〕

○実川幸夫君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、二〇〇四年十月五日にブカレットで署名された万国郵便条約の締結に伴い、郵便法第八十一条の切手類を偽造する等の罪の処罰の対象に郵便料金計器の印影の偽造等を追加するものであります。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

り可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長

鶴下一郎君。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支

援等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔鶴下一郎君登壇〕

○鶴下一郎君 たゞいま議題となりました高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、高齢者虐待が深刻な状況にあること等にかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護の措置等を定めることにより高齢者虐待の防止を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において、高齢者虐待の定義を行うこと、

第二に、生命等に重大な危険があると思われる高齢者虐待を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければならないこととするとともに、通報を受けた市町村は、その者を一時的に保護する措置等を迅速に講じなければならないこと、

第三に、市町村は、養護者の負担軽減のため、緊急の必要がある場合に高齢者が短期間養護を受けるための居室を確保すること、

第四に、介護施設等の職員は、みずから施設で高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないこととするとともに、通報を受けた市町村長は、老人福祉法または介護保険法による監督権限を適切に行使すること、

第五に、市町村は、不当な取引による高齢者の財産上の被害について、相談に応じ、または関係機関の紹介等を行うこと

等あります。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る二十六日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案として

て、何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

と決したものであります。

午後一時十一分散会

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

一、去る二十五日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に高橋滋君及び村上裕章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、総合科学技術会議議員に岸本忠三君、原山優子君及び庄山悦彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、電波監理審議会委員に井口武雄君及び羽鳥光俊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に石原邦夫君、菅原明子君、高崎ゆかり君及び多賀谷一照君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、中央更生保護審査会委員に橋本詔子君及び原田和徳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に室谷千英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、労働保険審査会委員に井上和子君及び白井国男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、社会保険審査会委員に根本眞君及び沼田輝夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に松本国藏君及び近藤健文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求める件

一、去る二十五日、本院は、万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求める件

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(通知書受領)

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律

一、去る二十六日、内閣から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律

一、電波法及び放送法の一部を改正する法律

一、労働安全衛生法等の一部を改正する法律

一、銀行法等の一部を改正する法律

一、去る二十五日、内閣から、国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君を任命したいので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、検査官に伏屋和彦君を任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、検査官に伏屋和彦君を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に高橋滋君及び村上裕章君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

官報 (号外)

一、去る二十五日、内閣から、電波監理審議会委員に井口武雄君及び羽鳥光俊君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に石原邦夫君、菅原明子君、高崎ゆかり君及び多賀谷一照君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、中央更生保護審査会委員に橋本詔子君及び原田和徳君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に室谷千英君を任命したいので、社会保険医療協議会第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、労働保険審査会委員に井上和子君及び白井国男君を任命したいので、労働保険審査会法第二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、社会保険審査会委員に根本眞君及び沼田輝夫君を任命したいので、社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、公害健康被害補償員に松本省藏君及び近藤健文君を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第一百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	大前繁雄君 鷲尾英一郎君	吉良州司君
法務委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
環境委員	赤池誠也君 寺田稔君	大前繁雄君 鷲尾英一郎君
内閣委員	小川淳也君 秋葉賢也君	吉良州司君
補欠	赤池誠也君 寺田稔君	横山北斗君 渡部恒三君
補欠	安住淳君 洋介君	遠藤乙彦君 東順治君
補欠	近藤洋介君 安住淳君	厚生労働委員
補欠	近藤洋介君 安住淳君	吉良州司君

厚生労働委員	木原誠二君 山内康一君	大前繁雄君 鷲尾英一郎君
経済産業委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
国土交通委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
環境委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
内閣委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
補欠	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
補欠	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
補欠	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君

厚生労働委員	木原誠二君 山内康一君	大前繁雄君 鷲尾英一郎君
経済産業委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
国土交通委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
環境委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
内閣委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
補欠	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君

厚生労働委員	木原誠二君 山内康一君	大前繁雄君 鷲尾英一郎君
経済産業委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
国土交通委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
環境委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
内閣委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
補欠	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君

厚生労働委員	木原誠二君 山内康一君	大前繁雄君 鷲尾英一郎君
経済産業委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
国土交通委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
環境委員	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君
内閣委員	木原誠二君 山内康一君	厚生労働委員
補欠	木原誠二君 山内康一君	吉良州司君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

一、去る二十五日、内閣から、議長において、次のとおり常務委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（議案提出）

一、去る二十五日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

石綿対策の総合的推進に関する法律案（五島正規君外九名提出）

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（松本剛明君外五名提出）

<p>官報 (号外)</p> <p>一、去る二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出) (議案付託)</p> <p>一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案(内閣提出第十九号)</p> <p>国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木恒夫君外七名提出)</p> <p>以上二件 議院運営委員会 付託</p> <p>二、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 国際テロリズムの防止及び我が国への協力支援活動並びにイラク人道復興 付託</p> <p>二、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外四名提出、衆法第六号)</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外三名提出、衆法第一二号)</p> <p>以上二件 内閣委員会 付託</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(宮路和明君外四名提出、衆法第二号)</p> <p>国庫公務員法の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名提出、衆法第一一号)</p> <p>戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出、衆法第一八号)</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(長妻昭君外六名提出、衆法第一九号)</p>	
<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)</p> <p>独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)</p> <p>牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外六名提出、衆法第七号)</p> <p>輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外六名提出、衆法第八号)</p> <p>以上二件 農林水産委員会 付託</p> <p>海底資源開発推進法案(細野豪志君外四名提出、衆法第一五号)</p> <p>官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外五名提出、衆法第二四号)</p> <p>以上三件 経済産業委員会 付託</p> <p>石綿対策の総合的推進に関する法律案(五島正規君外九名提出、衆法第二三号)</p> <p>平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>石綿対策の総合的推進に関する法律案(五島正規君外九名提出)</p> <p>官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外五名提出)</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)</p> <p>(議案通知)</p> <p>一、去る二十五日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。</p> <p>国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外四名提出)</p> <p>以上三件 決算行政監視委員会 付託</p> <p>永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出、衆法第一四号)</p> <p>政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託</p>	
<p>(議案送付)</p> <p>一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)</p> <p>国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)</p> <p>君外七名提出)</p> <p>一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。</p> <p>国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆法第一五号)</p> <p>官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外五名提出、衆法第二四号)</p> <p>以上二件 農林水産委員会 付託</p> <p>海底資源開発推進法案(細野豪志君外四名提出、衆法第一五号)</p> <p>官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外五名提出、衆法第二四号)</p> <p>以上二件 環境委員会 付託</p> <p>平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>石綿対策の総合的推進に関する法律案(五島正規君外九名提出)</p> <p>官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外五名提出)</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)</p> <p>(議案通知)</p> <p>一、去る二十五日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。</p> <p>国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外四名提出)</p> <p>以上三件 決算行政監視委員会 付託</p> <p>永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出、衆法第一四号)</p> <p>政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託</p>	
<p>(議案通知書受領)</p> <p>一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>政財金規正法の一部を改正する法律案(衆法第四号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆法第九号)</p> <p>一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律案</p> <p>労働安全衛生法等の一部を改正する法律案</p> <p>銀行法等の一部を改正する法律案</p> <p>(予備的調査要請書受領)</p> <p>一、去る二十七日、次の予備的調査要請書を受領した。</p> <p>知識的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査要請書(前田雄吉君外四十六名提出、平成十七年衆予調第三号)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>テロ対策特措法に関する質問主意書(保坂展人君提出)</p> <p>一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p>	

官報 (号外)

<p>サロベツ地域の農業振興に関する質問主意書 (松木謙公君提出)</p> <p>政府作成文書「対ロシア外交の新しい『対処方針』に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)</p> <p>一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>改正葉事法に関する質問主意書(内山晃君提出)</p> <p>イラク特措法に基づく陸上自衛隊の活動等に関する質問主意書(阿部知子君提出)</p> <p>国立国会図書館近代デジタルライブラリー等のアーカイブ事業に関する質問主意書(川内博史君提出)</p> <p>私的録音録画補償金制度の改正論議に関する質問主意書(川内博史君提出)</p> <p>無資格マッサージ等の対策と視覚障害者の雇用確保に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員赤嶺政賢君提出福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設における訓練内容等に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員野田佳彦君提出「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員辻元清美君提出小泉純一郎内閣総理大臣の二〇〇五年一〇月一七日における靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書</p>	<p>福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設における訓練内容等に関する質問主意書</p> <p>福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設(以下「都市型戦闘訓練施設」という。)について、政府は、テロ、ゲリラ、特殊部隊に対処するための訓練を行っているというが、訓練の目的や内容について納得のいく説明がなされていない。</p> <p>政府は、県民、市民の疑惑に対して、都市型訓練施設における訓練の実態について明らかにするとともに、説明責任を果たすべきであると考える。</p> <p>また、自衛隊基地の存在によって、住民の日常生活に著しい影響をあたえている同県遠賀郡芦屋町の航空自衛隊芦屋基地のT-4練習機の飛行訓練による騒音問題、さらには、北九州市小倉北区片野新町の陸上自衛隊城野分屯地の早期返還と跡地利用問題は、関係住民はもとより地方自治体にとって重要な関心事となっている。</p> <p>従つて、以下の事項について質問したい。</p> <p>一、陸上自衛隊の都市型訓練施設及び訓練内容等について</p> <p>1 都市型訓練施設とは何か、また施設の規模、棟数、面積など施設の概要を明らかにされたい。</p> <p>2 この施設では、市街地におけるテロ、ゲリラ、特殊部隊に対処する訓練を行っているといふが、それはどのような訓練なのか、その内容を具体的に説明されたい。</p> <p>3 国会においても武力攻撃事態、周辺事態などのような事態なのか認定をめぐって議論されているのか、政府は、委員会の要求に対し、周辺事態の類例を示している。</p> <p>この施設での訓練はどのような事態を想定しているのか、また訓練の目的について明確にされたい。</p> <p>平成十七年十月十七日提出</p> <p>質問 第二〇号</p> <p>福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設における訓練内容等に関する質問主意書</p> <p>提出者 赤嶺 政賢</p>
---	--

現行の滑走路を延長する理由として、T-4練習機の訓練の着陸距離を考えて、雨天の場合の安全性の確保にあるとしているが、実際のT-4練習機の着陸距離は何メートルか。

7 芳屋飛行場の滑走路を2000メートルとした場合には、航空自衛隊が保有する航空機の中で、特に長い着陸距離を要する重量のある大型輸送機の利用も可能になるのではないか。日常的な運用は別にして、こうした輸送機等もケースや事態によつては使用することがあり得るということか。

三 陸上自衛隊城野分屯地の返還について

1 陸上自衛隊城野分屯地(以下「分屯地」といふ)は、約4ヘクタールの敷地を有し、交通の利便性の高い市街地にあり、街の発展にとって大きな障害となつていていることから、市民はかねてから返還を強く求めてきたのである。政府は、ようやく分屯地の返還に着手し、2008年度以降できるだけ早期に返還するということを聞いているが、いつまでに返還するのか、その返還計画を明らかにされたい。

2 分屯地が返還された跡地は、自衛隊が別な目的の施設として使用することはないと考えられるがどうか。

3 分屯地の施設、機能は、他の陸上自衛隊のどの分屯地に移転・集約するのか明らかにされたい。なお、分屯地の返還及び移転・集約計画については、地方公共団体には説明したものと考えるが、その関係地方公共団体名と説明した内容を明らかにされたい。

4 返還された分屯地は、国有地であり所定の手続きを行い、財務省に所管替えされるものと考えるが、政府としての返還跡地の利用についての考え方、あるいは計画案について伺いたい。

また、返還を前提として、地方自治体をはじめ民間から売却、利用計画案等についてのなんらかの打診、相談はあるのか、あれば伺いたい。

右質問する。

内閣衆賀一六三第三〇号

平成十七年十月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員赤嶺政賢君提出福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設における訓練内容等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

弁書を送付する。

部方面隊等に所属する師団等の普通科連隊等から派遣された四十名から百名程度の隊員が二日から十二日間程度の訓練を実施している。

一の5について

市街地戦闘に関する訓練を実施している施設については、東部方面区においては東富士演習場に所在し、東部方面隊等に所属する師団等の普通科連隊等が訓練を実施しており、中部方面区においては饗庭野演習場に所在し、中部方面隊に所属する師団等の普通科連隊が訓練を実施しているところである。

これらの訓練は、武装工作員等による不法行為及びゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にも資するものと考えている。

一の6及び7について

陸上自衛隊は、市街地戦闘に関する能力向上を図ることを目的として、平成十四年度及び平成十五年度にアメリカ合衆国(以下「合衆国」という)ハワイ州において合衆国陸軍と、平成十六年度に合衆国グアム準州において合衆国海兵隊と、平成十七年度に合衆国ワシントン州において合衆国陸軍と、それぞれ市街地戦闘における警戒、監視、射撃等の訓練を実施しているところである。

二の1及び2について

お尋ねの「都市型訓練施設」とは、平成十四年一月に北九州市小倉南区に所在する陸上自衛隊曾根訓練場に整備した施設(以下「訓練施設」という)を指すものと考えられるが、訓練施設は、鉄骨造二階建て二棟及び鉄骨造一階建て一棟で構成され、その合計延べ床面積は、約千平方米メートルであり、訓練施設においては、四方から建物に侵入しようとする敵を当該建物の内外から警戒し及び監視する訓練、建物を占拠した敵から当該建物を奪回する訓練、近接戦闘用交戦訓練装置を使用した模擬射撃等を実施しているところである。

二の4について

訓練施設においては、一年間に約二十回、西

このうち、平成十六年十二月二十七日防衛施設庁告示第十三号において告示された北九州市の一部についての世帯数は、約八十世帯である。

二の3について

環境整備法第三条第二項の規定に基づく防音工事に関する助成の措置(以下「第三条第二項の措置」という。)は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号。以下「環境整備法施行令」といふ。)第五条の規定に基づき、音響の強度及び頻度が一定の限度を超える場合に、予算の範囲内において採るものとされている。

また、環境整備法第八条の規定に基づく防音工事に関する助成の措置(以下「第八条の措置」という。)は、航空機騒音等による障害の緩和に資するために地方公共団体が採る措置について、予算の範囲内において採ることができるものとされている。

第三条第二項の措置に係る補助の割合については環境整備法施行令第六条に規定されており、また、第八条の措置に係る補助の割合又は額については環境整備法施行令第十二条に規定されている。

第三条第二項の措置及び第八条の措置を受け場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第一百七十九号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令二百五十五号)、防衛施設補助金等交付規則(昭和三十八年防衛施設庁告示第三号)等において定められている。

防衛施設庁においては、地方公共団体等から第三条第二項の措置又は第八条の措置を受けたとの要望があれば、環境整備法に基づき適切に対処していく考え方である。

官 報 (号外)

二の4について

現在、北九州市立高須小学校については第三

条第二項の措置を探つて防音工事の実施設計が行わされており、同市立赤坂小学校については第三

条第二項の措置を探つて防音工事が行われて

いる。同市立医生丘小学校については、現在、

同市からの要望を受け、第三条第二項の措置を探ることについて検討しているところである。

防音工事を計画している芦屋飛行場周辺の学

校、病院等の施設及び民生安定施設のうち、平

成十八年度予算の概算要求において第三条第二

項の措置及び第八条の措置に要する経費を計上

しているものは、学校、病院等の施設について

は学校法人折尾愛真学園折尾愛真中学校、同学

園折尾愛真高等学校及び学校法人芦屋学園芦屋

中央幼稚園であり、民生安定施設については若

松地区学習等供用施設である。また、右四施設

以外についても、地方公共団体等から同年度に

第三条第二項の措置又は第八条の措置を受けた

いとの要望があり、防衛施設において、騒音

測定を行い、又は補助事業等計画書の提出を受

けた同飛行場周辺の施設がある。

二の5について

防衛施設庁においては、第三条第二項の措置

等を受け防音工事を行った小学校(盲学校、聾

学校及び養護学校の小学部を含む)、中学校

(盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含

む)、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校

の高等部を含む)、中等教育学校、幼稚園(盲

学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む)、

保育所及びへき地保育所を対象として、右施設

に設置されている空調設備の稼働等をさせるた

め電気料金等を支払う地方公共団体等に対し、

予算の範囲内において補助しているところであ

る。

二の6について

芦屋飛行場における滑走路の延長について

は、その検討をするために必要な調査をしてい

る段階であり、具体的に決定されたものではな

い。

T-4練習機の着陸距離は、着陸する時の条件によつて異なるが、晴天、無風時に、例えば

約千百メートルである。

二の7について

一般に、自衛隊の航空機について、芦屋飛行

場を使用することが可能であれば、必要に応じて、これを使用することにはあり得ると考えてい

る。

三の1から3までについて

陸上自衛隊小倉駐屯地城野分屯地(以下「城野

分屯地」という。)の機能については、平成二十

年度までに、打殲薬莢類保管庫を小倉駐屯地富

野分屯地に、自衛隊福岡地方連絡部北九州出張

所を小倉駐屯地に、西部方面援護教育センター

を健軍駐屯地に、補給用倉庫を目達原駐屯地に

それぞれ移転する予定である。

城野分屯地が置かれている国有地(以下「本件

国有地」という。)については、城野分屯地の機

能が移転した後は、自衛隊が別の目的の施設の

ために使用する予定はない。

これまでに、城野分屯地の所在する福岡県及

び北九州市並びに移転先である佐賀県、同県神

埼郡三田川町、熊本県及び熊本市に對し、移転

事業の概要、事業期間、移転時期等について説

明している。

三の4について

本件国有地については、城野分屯地の機能が

移転した後、内閣府から財務省に所管換される

予定であり、地方公共団体等からの公用又は公

平成十七年十月十七日提出
質問 第二一号

「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書
社会参拝に関する質問主意書
提出者 野田 佳彦

「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書

十月十七日、小泉総理は靖国神社の社頭参拝を行つたが、これに対して各方面から批判が上がっている。

内閣総理大臣の靖国神社参拝に反対する理由として挙げられるのが、「A級戦犯」という戦争犯罪人が合祀されている靖国神社に内閣総理大臣が参拝することは、日本が軍国主義を美化するあらわれとなる、という論理である。中国ならびに韓国からも同様の理由で、内閣総理大臣の靖国神社参拝に関して反対が表明されている。

小泉総理は、今年六月二日の予算委員会において、参拝の理由を「軍国主義を美化するものではないし、日本が軍事大国になるために行つているのではなく、この平和のありがたさをかみしめよう、二度と国民を戦場に駆り立てるようなことはしてはいけない、そういう気持ちを込めて」と述べると同時に、靖国神社に合祀されている「A級戦犯」を「戦争犯罪罪人である」という認識をしている」と述べている。

小泉総理が「A級戦犯」を戦争犯罪罪人と認めるかぎり、総理の靖国神社参拝の目的が平和の希求であったとしても、戦争犯罪人が合祀されている靖国神社への参拝自体を軍国主義の美化とみなす論理を反駁はできない。

極東国際軍事裁判に言及したサンフランシスコ講和条約第十一條ならばにそれに基づいて行われた衆參合せ四回に及ぶ国会決議と関係諸国の大

会によって、A級・B級・C級すべての「戦犯」の名譽は法的に回復されている。すなわち、「A級

戦犯」と呼ばれた人々は戦争犯罪罪人ではないの

であつて、戦争犯罪人が合祀されていることを理由に内閣総理大臣の靖国神社参拝に反対する論理はすでに破綻していると解釈できる。

極東国際軍事裁判で「A級戦犯」として裁かれた人々の法的地位を誤認し、また社会的誤解を放置しているとすれば、それは「A級戦犯」とされた人々の人権侵害であると同時に、内閣総理大臣の靖国神社参拝に対する合理的な判断を妨げるものとなる。内閣総理大臣の靖国神社参拝は国際政治的な利害を踏まえて最終的な判断がなされるべきだとしても、「A級戦犯」に対する認識を再確認することは、人権と国家の名譽を守るために、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 「戦犯」の名譽回復について

1 極東国際軍事裁判に言及したサンフランシスコ講和条約第十一條において、「これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国勧告に基づくの外、行使することはできない」とある。

2 昭和二十七年五月一日、木村篤太郎法務裁判から戦犯の国内法上の解釈について変更が通達された。これによつて戦犯拘禁中の死者はすべて「公務死」として、戦犯逮捕者は「抑留又は逮捕された者」として取り扱われるこ

ととなつた。さらに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の一部が改正され、戦犯としての拘

中に死亡した場合はその遺族に扶助料を支給することとなつた。これら解釈の変更ならびに法律改正は、国内法上は「戦犯」は存在しないと政府も国会も認識したからであると解釈できるが、現在の政府の見解はどうか。

3 昭和二十七年六月九日、参議院本会議において「戦犯在所者の釈放等に関する決議」、同年十二月九日、衆議院本会議において「戦争犯による受刑者の釈放等に関する決議」がなされた。

昭和二十八年八月三日、衆議院本会議においては、戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議が全会一致で可決され、昭和三十年には「戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議」がなされた。サンフランシスコ講和条約第十一條の手続きに基づき、関係十一カ国との同意のもと、「A級戦犯」は昭和三十二年に、「B級戦犯」は昭和三十三年までに赦免され釈放された。刑罰が終了した時点で受刑者の罪は消滅するというのが近代法の理念である。赦免・釈放をもつて「戦犯」の名譽は国際的にも回復されたとみなされるが、政府の見解はどうか。

4 「A級戦犯」として有罪判決を受け禁固七年とされた重光葵は釈放後、鳩山内閣の副総理・外相となり、国連加盟式典の代表として、戦勝国代表から万雷の拍手を受けた。また、それらの功績を認められ勲一等を授与されている。同じく終身刑とされた賀屋興宣は池田内閣の法相を務めている。これらの事実は「戦犯」の名譽が国内外にも国際的にも回復されているからこそ生じたと判断できる。仮にそうではなく、名譽が回復されていないとするならば、日本国は犯罪人を大臣に任命し、また勲章を与えたということになるが、政府はこれをいかに解釈するか。

5 「A級戦犯」として受刑し、刑期途中で赦免・釈放された重光葵、賀屋興宣らの名譽が回復されているとすれば、同じ「A級戦犯」と

して死刑判決を受け絞首刑となつた東條英機以下七名、終身刑ならびに禁固刑とされ服役中に獄中で死亡した五名、判決前に病のために病院にて死亡した二名もまた名譽を回復しているはずである。仮に重光葵らの名譽は回復されており、東條英機以下の名譽は回復されないと政府が判断するならば、その理由はいかなるものか。

6 すべての「A級戦犯」の名譽が国内的にも国際的にも回復されるとすれば、東條英機以下十四名の「A級戦犯」を靖国神社が合祀していることにはいかなる問題があるのか。また、靖国神社に内閣総理大臣が参拝することにいかなる問題があるか。

二 極東国際軍事裁判について

1 日本が受諾したボツダム宣言には、「戦争を起こした人間を裁ぐ」とは一切書かれていません。また、弁護団の一人であつた清瀬一郎弁護士は、「(ボツダム宣言の時点において)国際法のどこを見ても先進国との法律でも平和に対する罪」「人道に対する罪」という

戦争罪など規定していない。だからA級といわれる戦争犯罪などは存在しない。もしもあるとしたら、その管轄はどこにあるのか」と質問しているが、これに対してウエーブ裁判長は「いまは答えられない。あとで答える」と述べている。すなわち、「平和に対する罪」「人道に対する罪」に該当する「A級戦犯」とは、いまは答えられない。あとで答える」と述べている。

一方、昭和六十一年に当時の後藤田正晴官房長官が、「裁判」を受け入れたとの見解を示して以来、現在の外交当局の見解も後藤田見解と同様となつていて。

2 判決あるいは裁判の効果を受諾したとする場合、裁判の内容や正当性については必ずしも受け入れないが、その結果については受け入れたと解釈できる。一方、裁判を受諾したとする場合は、日本は「南京大虐殺二十数万」や「日本のソ連侵略」等の虚構も含め、「満州事変以来一貫して侵略戦争を行つていた」という解釈を受け入れることになる。

日本政府が見解を変えた理由は何か。右質問する。

内閣衆質一六三第二一号
平成十七年十月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

3 日本国は、昭和四十一年に、極東国際軍事裁判の裁判官の一人として、同裁判の判決を全面的に否定したインドのパール判事に対して勲一等瑞宝章という、他の極東国際軍事裁判経験者には与えていない高ランクの勲章を与えているが、これはいかなる理由であるか。

4 昭和二十六年十月十七日、衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会で、西村熊雄外務省条約局長はサンフランシスコ講和条約は「日本は極東軍事裁判所の判決その他各連合国の軍事裁判所によつてなした裁判を受諾いたす」ということになつております」と答えていた。同年十一月十四日には、大橋武夫法務総裁が衆議院法務委員会で、「裁判の効果というものを受諾する。この裁判がある事例に対する効果を定め、その法律効果というものについては、これは確定のものとして受入れるという意味であると考える」と述べている。

一方、昭和六十一年に当時の後藤田正晴官房長官が、「裁判」を受け入れたとの見解を示して以来、現在の外交当局の見解も後藤田見解と同様となつていて。

1 の 2 について

1 の 2 について

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第百三号)に基づき、平和条約第十一條による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷が刑を科した者について、その刑の執行が東京刑務所において行われるとともに、当該刑を科せられた者に対する赦免、刑の減輕及び仮出所が行われていた事実はあるが、その刑は、我が国の国内法に基づいて言い渡された刑ではない。

1 の 3 から 5 までについて

お尋ねの「名譽」及び「回復」の内容が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの重光葵氏は、平和条約発効以前である昭和二十五年三月七日、連合国最高司令官総司令部によつて恩典として設けられた仮出所制

衆議院議員野田佳彦君提出「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

度により、同年十一月二十一日に仮出所した。この仮出所制度については、日本において服役するすべての戦争犯罪人を対象として、拘置所におけるすべての規則を忠実に遵守しつつ一定の期間以上服役した戦争犯罪人に付与されたものである。

また、お尋ねの賀屋興宣氏は、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律により、昭和三十年九月十七日、仮出所し、昭和三十三年四月七日、刑の輕減の処分を受けた。この法律に基づく仮出所制度については、平和条約第十一条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷が科した刑の執行を受けている者を対象として、刑務所の規則を遵守しつつ一定の期間以上服役した者に実施していたものであり、また、この法律に基づく刑の輕減については、刑の執行からの解放を意味するものである。

お尋ねの死刑判決を受け絞首刑となつた七名、終身禁錮刑及び有期禁錮刑とされ服役中に死亡した五名並びに判決前に病没した二名については、右のいずれの制度の手続もとられていない。

そして、重光葵氏及び賀屋興宣氏については、昭和二十七年四月二十八日、平和条約の発効及び公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭和二十七年法律第九十四号）の施行により、選挙権、被選挙権などの公民権が回復され、その後、衆議院議員に当選し、國務大臣に任命されたものである。また、重光葵氏については、昭和三十二年一月二十六日の死去に際し、外交の重要な問題の解決に当たった等の功績に対して授与されたものである。

の6について
靖国神社の行う合祀は、宗教法人である靖国神社の宗教上の事項であるから、政府として

は、合祀についていかなる問題があるのかお答えする立場はない。

靖国神社に内閣総理大臣が参拝することにいかなる問題があるかとのお尋ねについては、法的な観点から申し上げれば、かねて述べているとおり、内閣総理大臣の地位にある者であつて

も、私人の立場で靖国神社に参拝することは憲法との関係で問題を生じることはないと考える。また、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝（内閣総理大臣が公的な資格で行う靖国神社への参拝をいう。）についても、国民や遺族の多くが、靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、靖国神社において国を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であること公にするとともに、神道儀式によることなく追悼行為としてふさわしい方式によつて追悼の意を表すことによって、宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合には、憲法第二十条第三項の禁じる国の宗教的活動に当たることはないと考える。

二の1について
極東国際軍事裁判所の裁判については、御指摘のような趣旨のものも含め、法的な諸問題に關して種々の議論があることは承知しているが、いずれにせよ、我が国は、平和条約第十二条により、同裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない。

極東国際軍事裁判所において被告人が極東国際軍事裁判所条例第五条第二項(a)に規定する平和に対する罪等を犯したとして有罪判決を受けたことは事実である。そして、我が国としては、平和条約第十二条により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

二の3について
ラドハビノツド・パール氏については、從前から世界の平和と正義を守る精神を強調し、これがため努力を傾倒している業績に対し、昭和四十一年十月四日、同氏の来日を機会に、勲一等瑞宝章が贈与されたものである。

二の4について
平和条約第十二条は、前段の前半部分において、我が国が極東国際軍事裁判所等の裁判を受諾することを規定しており、これを前提として、その余の部分において、我が国において拘禁されている戦争犯罪人について我が国が刑の執行の任に当たること等を規定している。このように、我が国は、極東国際軍事裁判所等の裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない。政府としては、かかる立場を從来から表明しているところである。

二の4について
平成十七年十月十七日提出
質問 第一二二号
小泉純一郎内閣総理大臣の二〇〇五年一〇月一七日における靖国神社参拝に関する質問主意書
提出者 辻元 清美
平成十七年十月十七日提出
質問 第一二二号
小泉純一郎内閣総理大臣の二〇〇五年一〇月一七日における靖国神社参拝に関する質問主意書
提出者 辻元 清美

二の2について
極東国際軍事裁判所において被告人が極東国際軍事裁判所条例第五条第二項(a)に規定する平和に対する罪等を犯したとして有罪判決を受けたことは事実である。そして、我が国としては、平和条約第十二条により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

理大臣による靖国神社参拝は、「内閣総理大臣」としての公式参拝か、答えられたい。

二 二〇〇一年に小泉純一郎内閣総理大臣が公約として掲げた靖国神社参拝は、公的な行為として行うことを約したものと理解してよいか。

三 二〇〇五年九月三〇日の大阪高裁靖国参拝訴訟控訴審判決において、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝は違憲と判断されているが、これを内閣総理大臣は司法府の判断として尊重するのか。

四 二〇〇五年一〇月一七日、在中国、韓国の日本国大使館が各国の在留邦人に對し、注意喚起を促した事実があるか。あるならば、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝と関連しているのか。

五 同様に、内閣総理大臣が、公的か私的かを問わず、その行為によつて多くの国民の安全に影響する事態を引き起こしたことについての小泉内閣総理大臣の責任の有無を問う。関連がないのなら、どのような理由で四に示すような行為を行つたのか。

六 七 靖国神社が一般参拝者向けに発行しているパンフレット（二〇〇五年七月配布のもの）では、同神社に合祀されているA級戦犯について「形ばかりの裁判によつて一方的に『戦争犯罪人』という、ぬれぎぬを着せられ」と明記している。この事実を小泉内閣総理大臣は認識しているか。

八 認識した上で参拝ならば私的、公的を問はず、右記の主張を肯定したことにならないか。九 小泉内閣総理大臣は、国会にて「適切に判断する」という答弁を繰り返しているが、今回の靖国神社参拝は適切な判断であると考えるか。右質問する。

従つて、次の事項について質問する。
内閣衆質一六三第二二号
平成十七年十月二十五日
衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員辻元清美君提出小泉純一郎内閣総理大臣の二〇〇五年一〇月一七日における靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出小泉純一郎内閣総理大臣の二〇〇五年一〇月一七日における靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

小泉内閣総理大臣の本年十月十七日の靖国神社への参拝は、一人の国民として行われたものと理解している。

平成十三年当時に小泉内閣総理大臣が靖国神社への参拝を行いたい旨を表明したことについては、政府としては、内閣総理大臣が公的な资格で靖国神社への参拝を行うことを公約したものとは理解していない。

二について

平成十三年当時に小泉内閣総理大臣が靖国神社への参拝を行いたい旨を表明したことについては、政府としては、内閣総理大臣が公的な资格で靖国神社への参拝を行うことを公約したものとは理解していない。

三について

お尋ねの判決においては、小泉内閣総理大臣の平成十三年八月十三日、平成十四年四月二十日及び平成十五年一月十四日の靖国神社への各参拝について、いわゆる傍論で、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条との關係では、少なくとも行為の外形において、内閣総理大臣としての職務を行うについて「なされたもの」と認められるとした上で、憲法第二十条第三項の禁ずる宗教的活動に当たる旨が述べられたものと承知しているが、政府としては、お尋ねの訴訟において、小泉内閣総理大臣の靖国神社への各参拝は、私人としての立場で行われたものであると主張しており、その主張が認められなかつたことについては、誠に遺憾である。なお小泉内閣総理大臣の靖国神社への参拝に関する訴訟は、他の裁判所でも審理されており、引き続き、それぞれの訴訟の中で、國の

主張が認められるよう、適切に対応してまいりたい。

本年十月十七日（現地時間。以下同じ。）午前、在中華人民共和国日本国大使館（以下「在中國日本国大使館」という。）は、そのホームページ上に「お知らせ」を掲載し、中華人民共和国（以下「中国」という。）の在留邦人に對し注意を呼び掛けた。また、同日午後、在大韓民国日本国大使館（以下「在韓国日本国大使館」という。）は、そのホームページ上に「お知らせ」を掲載し、大韓民国（以下「韓国」という。）の在留邦人に對し注意を呼び掛けた。

今次の「お知らせ」は、韓国にあつては、同日正午及び午後一時の二度にわたり、在韓国日本国大使館前において、抗議行動が行なわれたことを踏まえ、また、中国にあつては、御指摘の小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝後に、批判的な報道が行われたことを踏まえ、万が一、不測の事態に発展する場合に備え、念のため、在留邦人等がかかる事態に巻き込まれないよう、それぞれの日本国大使館の個別の判断で発出したものである。

また、同日午後四時半ごろ、在中國日本国大使館前において、抗議行動が行われたことをも踏まえ、旅行者等の短期渡航者の安全対策をも促すため、外務省においても、中国及び韓国について「スポット情報」を海外安全ホームページ上に掲載した。

一般に、外務省及び我が国の在外公館が在留邦人等に對して行う注意喚起は、時々の相手の政情や二国間関係の動きに合わせて生ずる、又は生じ得る不測の事態に対し、在留邦人等の安全対策に関してこまやかに注意を喚起するため發出しているものである。

やすぐに大百科「私たちの靖国神社」と題すた」に改め、同条第二項を次のように改める。

るパンフレットに、いわゆるA級戦犯に限られない記述として、御指摘のような記載があることは認識しているが、明治維新以来の我が国の歴史において、心ならずも国のために命を捧げた方々全体を追悼し、敬意と感謝の念を捧げるとともに、二度と戦争を繰り返してはならないとの気持ちから靖国神社に参拝しているものと承知しており、このような小泉内閣総理大臣の参拝は、御指摘の靖国神社の主張とは無関係であると考える。

九について

政府としては、小泉内閣総理大臣は、一人の国民として靖国神社に参拝したものであると理解している。このような参拝の適否については、政府として立ち入るべきものではないと考える。

九について

政府としては、小泉内閣総理大臣は、一人の国民として靖国神社に参拝したものであると理解している。このような参拝の適否については、政府として立ち入るべきものではないと考える。

九について

政府としては、小泉内閣総理大臣は、一人の国民として靖国神社に参拝したものであると理解している。このような参拝の適否については、政府として立ち入るべきものではないと考える。

九について

右の内閣提出案は本院において可決した。

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十七年十月十九日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十七年十月十九日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十七年十月十九日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十七年十月十九日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

1 この法律は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条のうち郵便法第八十四条第一項の改正規定中「改め」を「納付」を「支払」に改める。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出案の目的及び要旨）

本案は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約の締結に伴い、郵便法第八十四条の「切手類を偽造する等の罪」の処罰の対象に郵便料金計器の印影の偽造等を追加するものである。

なお、この法律は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生じる日から施行するものである。

二 議案の可決理由

第八十四条第一項前段中「証票」の下に「又は郵便料金計器（郵便に関する料金の納付のために使用者の計器であつて、郵便物又は郵便物に表す印影を生じさせるもの）を表す印影」を加え、同項後段中「証票」の下に「若しくは郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影」を加え、同項後段中「証票」の下に「若しくは郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影」を加え、「これを削り、受けける」を「受け

べきものと議決した。

二議案の可決理由

万国郵便条約の締結に伴い、郵便法の規定の整備を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十七年十月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿 実川 幸夫

官報(号外)

会計検査院法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成十七年十月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
參議院議長 扇 千景

参議院議長 扇 千景

(国民生活金融公庫法の一部改正)
第二条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第
四十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改
める。

第二十七条の二を削る。

会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の
一部を次のように改正する。

第十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号
の次に次の二号を加える。

二の二 第三十条の二の規定による報告

項第七号中「国(の)工事の請負人及び國」を「國若し
くは前条第五号に規定する法人(以下この号にお
いて「國等」という。)の工事その他の役務の請負人
若しくは事務若しくは業務の受託者又は國等」に
改める。

第二十五条に後段として次のように加える。

この場合において、実地の検査を受けるもの
は、これに応じなければならない。

第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、帳簿、書類その他の資料
若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問さ
れ若しくは出頭の求めを受けたものは、これに
応じなければならない。

第二章第四節中第三十条の二を第三十条の三と
し、第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条又は第
三十六条の規定により意見を表示し又は処置を
いては、隨時、国会及び内閣に報告することが
できる。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第
七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十条第一項中「若しくは受託者に」を「若
しくは第二十六条第一項の規定により日本政策
投資銀行からその業務の委託を受けた銀行その
他の金融機関(以下「受託者」という。)に」に改
める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百
五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

第五十九条の二を削る。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第四条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律
第三百五十五号)の一部を次のように改正す
る。

第三十二条を次のように改める。

第五十条を次のように改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律
第一百三十八号)の一部を次のように改正す
る。

第五十二条を次のように改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第六条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律
第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年
法律第三十一号)の一部を次のように改正す
る。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第八条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

会計検査院法の一部を改正する法律案(參 議院提出)に関する報告書

第三十一条第一項を削り、同条第二項を同条
とする。

会計検査院法の一部を改正する法律案(參 議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、会計検査の機能の強化及び活用を図
るために、会計検査院の国等の締結する契約の多
様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円
滑な実施の担保、会計検査院による国会等への
報告時期の弾力化等所要の措置を講じようとす
るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 選択的検査対象の拡大
2 会計検査院は、次に掲げる会計についても
検査をすることができるものとすること。
(1) 国の工事以外の役務の請負人又は事務
若しくは業務の受託者のその契約に関する
会計

(2) 国が資本金の二分の一以上を出資して
いる法人の工事その他の役務の請負人若
しくは事務若しくは業務の受託者又は国
が資本金の二分の一以上を出資している
法人に対する物品の納入者のその契約に
関する会計

3 実地の検査等に応じる義務
(1) 会計検査院による実地の検査を受けるも
のは、これに応じなければならないものとす
ること。

4 施行期日等
(1) この法律は、公布の日から施行するもの
とすること。

(2) その他所要の規定の整備を行うものとす
ること。

5 議案の可決理由
本案は、会計検査の機能の強化及び活用を図
るために、会計検査院の国等の締結する契約の多
様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円
滑な実施の担保、会計検査院による国会等への
報告時期の弾力化等所要の措置を講じようとす
るもので、その主な内容は次のとおりである。

様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保、会計検査院による国会等への報告時期の弾力化等所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年十月二十六日

決算行政監視委員長 簡井 信隆

衆議院議長 河野 洋平殿

厚生労働委員長 鴨下 一郎

提出者

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年十月二十六日

厚生労働委員長 鴨下 一郎

提出者

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案

右の議案を提出する。

に対する支援」という。このための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

二 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいふ。以下同じ。)以外のものをいう。

三 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者をしてわいせつな行為をさせること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不正に処分することその他当該高齢者から不正に財産上の利益を得ること。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

一 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する

者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

二 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るために、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、 養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)
第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報することを妨げるものとの解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項に規定する届出を定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定せざるものを見漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行ふものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審査の請求をするものとする。

(居室の確保)
第十一条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を探るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。
(立入調査)
第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう特に配慮しなければならない。

(面会の制限)
第十三条 市町村長は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十二条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、市養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行つた養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。
(養護者の支援)
第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。
(専門的従事する職員の確保)
第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律案

において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めるなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(事務の委託)
第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他の通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて、当該通報又は届出をした者を特定せざるものを見漏らしてはならない。

の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう特に配慮しなければならない。

(連携協力体制)
第十七条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう特に配慮しなければならない。

て当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)
第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第二章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止)
第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行なう者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者

若しくは当該養介護事業を行なう者が設置する養介護施設又はこれらの者が行なう養介護事業を含む)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受付に係る事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるもの)を除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことの理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたとき、市町村長又は都道府県知事が第二十一条第一項の規定による報告を受けたときは、

二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止とった措置その他の厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行なうとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な

による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定せるもの漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十一条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けたある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにならなければならない。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けたある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにならなければならない。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けたある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(公表)

第二十九条 第十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

官 報 (号 外)

附 則
(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資するため、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者に対する支援のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

第明治二十二年三月三十日
種郵便物認可

平成十七年十月二十八日 衆議院会議録第十一号

發行所
二東京一 獨番都〇 立四都五 行政區一八 法人虎ノ四 國人門二五 印刷局丁目
電話
03 (3387) 4294
定 価
本 体 本号一部 一一〇円 一五円